

平成 30 年度
文化活動助成

ご利用の手引き

公益財団法人姫路市文化国際交流財団では、豊かな市民文化の振興、普及のため、市民のみなさまが自発的に実施される文化活動に対して、幅広く資金援助を行い、応援してまいります。

助成があれば、活動計画が実現できる方、さらに事業を充実したい方は、どうぞご応募ください。

詳細については、財団事務局にお気軽にお問合せください。

公益財団法人 姫路市文化国際交流財団

〒670-8544 姫路市西延末 426 番地 1

〈TEL〉 079-298-8013

〈FAX〉 079-293-7300

〈URL〉 <http://himeji-culture.jp/>

〈Eメール〉 bun-sou@theia.ocn.ne.jp

～申請から交付まで～

助成金交付申請書→受付→審査→助成諾否・通知→事業実施→事業報告書提出→助成金交付

(注) 事業計画に変更等が生じた場合は、別途手続きが必要となりますのでご注意ください。

対象事業の実施期間・申請受付期間

	事業実施予定日	申請受付期間
上期	平成30年4月1日～9月30日	平成30年2月2日(金)～2月9日(金) 午前10時～午後4時(但し 土・日曜を除きます)
下期	平成30年10月1日～翌3月31日	平成30年8月2日(木)～8月10日(金) 午前10時～午後4時(但し 土・日曜を除きます)

(注) 事業実施が上期・下期にまたがる場合は、上期・下期を合わせて上期分として申請を行ってください。

受付場所

公益財団法人姫路市文化国際交流財団 総務課(姫路市文化センター内)

* 提出方法…ご持参ください。内容について伺います。

郵送、FAX、電子メールによる受付はいたしません。申請書類は返却いたしません。

助成対象者及び助成の対象となる事業

姫路市内を主たる活動の本拠とする団体又は個人が行う芸術文化活動、生活文化活動で、1団体又は1個人につき1年度1事業とします。

例えば

- 活動成果の発表事業…日頃の文化活動の成果を広く市民に公開、発表するもの。
音楽会、演劇・舞踊の公演、美術展、自主映画会、民謡、民踊、生活文化展(華道、書道展など)、文芸作品集の発行ほか。
- 芸術家や芸術団体を招いて鑑賞する事業…
自分達の活動発表でなく、他の芸術家の演奏会、展覧会をプロデュースして開催することで文化芸術に触れる機会を広く市民に提供するもの。
- 文化講演会、セミナー等…
文化講演会、講座、セミナー、シンポジウム、フォーラム、公開レッスン、ワークショップなど、文化芸術にかかる市民への啓発普及事業。

助成の対象とならない事業

- 姫路市の文化振興に寄与しない事業
例えば、事業実施会場が姫路市外の事業は、助成の対象となりません。
- 宗教的活動、政治的活動
- 営利を主目的とする事業
例えば、フリーマーケットの要素のある事業は助成対象となりません。
- 一般市民が入場、見学できない事業
- 文化祭など学校行事や学校のサークル・クラブ活動の一環と見なせる事業
- 学術的な会合や学会に類する事業
- 売上の寄付を目的とするチャリティー事業
- 姫路市の資金援助による他の助成金等の対象となっている事業
- その他助成にふさわしくない事業

助 成 額

◎助成対象経費

項 目	内 容 (例)
会場・舞台費	会場使用料（リハーサル等に使用した会場費含む）、看板代、展示会場設営・撤去費 大・小道具、衣装代、舞台製作費、効果費、舞台人件費（音響・照明・美術）、音響・照明費
出演料・謝金・人件費、展示品等借上料	指揮料、演奏料、ソリスト出演料、合唱料、俳優等出演料 編集謝金、原稿謝金、講師謝金、通訳料、ゲスト謝金、アルバイト賃金（会場整理、設営撤去）、展示品等借上料、保険料
旅費交通費	出演者等の交通費、宿泊費、日当、出演交渉旅費、調査旅費
音楽・文芸費	作曲・編曲料、作詞料、楽器・楽譜借料、著作権料、写譜料、調律料、翻訳料、演出料、振付料、舞台監督料、デザイン料、脚本料、プラン料、鑑定料
通信運搬費	道具・楽器・展示作品等の運搬料、チラシ・ポスター・案内状等の郵送費
印刷・宣伝費	プログラム・台本・作品集・ポスター・チラシ・入場券・案内状・図録等の印刷、新聞、雑誌、TV等広告費、立看板代
記録費	録画費、録音費、写真費等
その他	消耗品など。特に必要と認める経費

※ 懇親会や打上げパーティーの経費、明らかに事業以外に使用されると思われる費用、経常的な運営費などは対象となりません。

※ 飲食費（ゲスト等含める）、来場者への記念品は対象となりません。

※ 申請者（団体の場合は会員含む）への謝金、日当等は対象となりません。

◎助成金額等

● 次の①②のうち、いずれか低いほうの額を限度とします。

① 助成対象経費の2分の1

② 助成対象経費から入場料等の収入を控除した額

（※必ずしも申請額と同額が交付されるわけではありません。）

助成金交付申請提出書類

【申請のとき】

● 助成金交付申請書（様式第1号）

● 事業計画書（様式第2号）

● 収支計算書（様式第3号）

● 団体・個人概要（様式第4号）

※ 添付書類…団体規約（又は会員名簿）

過去の活動資料（チラシ、プログラム、案内はがきなど）

助成の決定

【審査】

受付期間終了後30日以内に、審査会を経て決定し、助成の諾否、助成交付予定額を通知いたします。

【審査基準】

審査は優先度を設けて行われます。

◎優先度の高いものは

- 芸術性の高いもの…芸術性が高く評価される事業
- 独創性のあるもの…これまで姫路で行われなかった事業や、新たな手法による事業
- 市民参加が多いもの…主催する側でも観る側でも一般市民の参加が多い事業
- 適時性のあるもの…団体等の成長（周年・記念事業等）や、市民文化の向上に内容が時宜を得ている事業
- 技能性の高いもの…作品や出演者の技術水準が高いと認められる事業
- 郷土性の強いもの…郷土で培われてきたものに焦点を当てた事業
- 将来性の高いもの…優秀な資質を有し、新規事業等で将来性が期待される事業

◎優先度の低いものは

- 会員向け色彩の強い事業
- 趣味的サークル活動で、団体・会員の親睦を主目的とする事業
- 観光を主目的とする事業
- 入場料等により容易に行われる事業
- 助成を受けなくても事業の遂行が充分可能と認められる事業
- 例年どおりの内容で定例的に行っている事業
- ページ数や印刷部数の少ない小刊行物
- 近い過去に財団から助成を受けている事業

申請内容の変更・中止

- 申請した内容を変更しようとするときは、事業計画変更申請書（様式第5号）を提出していただく必要があります。
- 事業を中止するときは、事業中止届（様式第8号）を提出してください。助成金の交付は取消になります。

助成金の交付

●事業終了後、次の事業完了報告書を提出していただき、交付額を確定し、助成金を交付いたします。

事業完了報告書（様式第6号）

収支決算書（様式第7号）

※添付書類…領収書（写） 実施資料（チラシ、プログラム、写真など）

●事業報告書提出時の注意

- ・事業報告書の提出は、事業完了後 30 日以内に直接受付窓口へ提出してください。（郵送不可）
- ・領収書（写）は、以下の点にご注意ください。領収書不備の場合は助成対象外として取扱います。

(1) 領収書の宛名が申請者名でない場合。

(2) 領収書（写）がないもの。出演料、謝金なども必ず**受領印がある領収書**をお取り下さい。

(3) 事業と直接関係のない領収書（写）は無効とします。

例えば、舞台公演の場合は、会場を確保した日を事業開始日とします。それ以前の領収書（写）は、無効とさせていただきます。

・助成対象経費の決算額が申請予算額より**80%未満**に減少した場合は、助成金を減額します。

・助成金交付により、決算が黒字となる場合は、助成金を減額又は取消す場合があります。

助成金の取消等

●以下の場合、助成金の交付決定を取り消します。

(1) 事業を中止したとき

(2) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき

(3) 助成金を助成事業以外に使用したとき

(4) 助成金交付の条件その他文化活動助成実施要綱の規定に違反したとき

公益財団法人姫路市文化国際交流財団文化活動助成実施要綱

(趣 旨)

第1条 姫路市の文化の向上に寄与すると認められる団体又は個人の自主的な文化活動事業に対して公益財団法人姫路市文化国際交流財団（以下「財団」という。）がその費用の一部を助成することにより、市民文化の振興を図ることを目的とし、この要綱で助成に関する必要な事項を定める。

(対象団体等)

第2条 助成金の交付申請をすることができる者は、姫路市内を主たる活動の本拠（練習、成果発表等）とする団体及び個人とする。

(対象事業及び対象としない事業)

第3条 助成の対象とする事業及び対象としない事業は次に定めるところによる。

(1) 対象とする事業

芸術文化活動や生活文化活動を行っている団体又は個人が主催する芸術の創造・鑑賞又は文化水準の向上を図るための事業で、広く市民を対象とするものを対象とする。ただし、一会計年度内において一団体又は一個人による一事業に限る。

ア 活動成果の発表事業

イ 芸術家や芸術団体を招いて鑑賞する事業

ウ 文化講演会、セミナー等の啓発、普及事業

エ その他理事長が適当と認める事業

(2) 対象としない事業

ア 姫路市の文化振興に寄与しない事業

イ 特定の政党や宗教に関する事業

ウ 営利を目的とするなど商業的色彩の濃い事業

エ 文化祭など学校行事に類する事業

オ 学術的な会合や学会に類する事業

カ 一般市民が入場、見学できない事業

キ 売上の寄付を目的とするチャリティー事業

ク 姫路市の資金援助による他の助成金等の交付を受ける事業

ケ その他の事業で、理事長が第1条の趣旨に照らし不相当と認める事業

(対象経費及び助成額)

第4条 助成の対象となる経費及び助成額は次のとおりとする。

(1) 助成対象経費

会場・舞台費、出演料・謝金・人件費、旅費交通費、作曲料・脚本料等の音楽・文芸費、通信費、印刷・宣伝費、記録費、その他理事長が必要と認める経費。

(2) 助成額

財団は、予算の範囲内で、事業に要する助成対象経費の2分の1（当該事業に要する助成対象経費から当該事業により得られる入場料等収入を控除して得られる額が当該助成対象経費の2分の1の額を下まわる場合は、当該控除して得られる額）を限度として助成するものとする。

(助成の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書に必要な書類を添えて、理事長が定める申請受付期間内に提出しなければならない。

(助成の決定、助成の諾否及び交付予定額)

第6条 理事長は、申請受付期間終了後すみやかに必要書類を調整し審査会に諮るものとする。

2 審査会は、その内容を審査のうえ申請のあった事業の助成の諾否、及び交付予定額を理事長に報告するものとする。

3 理事長は、審査会の答申を受け、助成の諾否及び交付予定額を決定し申請受付期間終了後30日以内に申請者に通知するものとする。

(審査会の構成)

第7条 審査会は、理事長が委嘱する委員若干名で構成する。

(審査基準)

第8条 審査会は、第6条の審査にあたっては次に掲げる審査基準を考慮するものとする。

- (1) 芸術性
- (2) 独創性
- (3) 市民参加性
- (4) 適時性
- (5) 技能性
- (6) 郷土性
- (7) 将来性

(事業の変更・中止)

第9条 助成金の交付予定通知を受けた申請者（以下「助成対象者」という。）は、事業を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、すみやかに事業計画変更申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 助成対象者は、事業を中止するときは、すみやかに事業中止届を理事長に提出しなければならない。

(事業の実績報告)

第10条 助成対象者の事業が完了したときは、その日から30日以内に事業完了報告書を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第11条 理事長は、事業報告書の提出があったときは、その内容も審査のうえ助成額を確定し、助成金を交付するものとする。

(事業の調査)

第12条 理事長は、助成対象者に対して必要に応じて報告を求め、または関係書類を調査することができるものとする。

(助成金の取消等)

第13条 理事長は、助成対象者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付決定事業を中止したとき
- (2) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき
- (3) 助成金を助成事業以外に使用したとき
- (4) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。